平成２２年（フ）第４０７号
千葉県富里市久能788番地１　アーバンフラット久能103
債務者　平野　敏行
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４０８号
千葉県八街市八街ほ215―44　ステップ・ピュア202号室、住民票上の住所千葉県八街市八街ほ243番地28
債務者　冨士野千秋（旧姓平野）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４１６号
千葉県佐倉市井野1418番地14　コーポ井野102
債務者　川崎　　栄
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４２２号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　８棟301号
債務者　味方　伸子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１６４号
千葉県木更津市請西826番地２　グラン・メチエ１棟102号
債務者　大浦　健司
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１６５号
千葉県木更津市請西826番地２　グラン・メチエ１棟102号
債務者　大浦　玲子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１６７号
千葉県君津市糠田106番地
債務者　本吉　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１７３号
千葉県木更津市牛袋187番地５
債務者　小寺　波子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１７４号
千葉県富津市千種新田１番地の１　市営住宅２棟101号
債務者　田崎美方子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第８１７号
愛知県安城市二本木町二本木98番地４　カサベルデＣ―102
債務者　米澤　順子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４１号
愛知県知立市長篠町新田東５番地１　セラヴィナガシノ102号
債務者　阿嘉　政幸
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３５号
岡山県倉敷市茶屋町1718番地　ニューシティパークサイド203、住民票上の住所岡山市南区藤田773番地45　シャインプラネット103号
債務者　光辻　昌治
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
岡山県倉敷市水江1350番地
債務者　今井　晴江
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４５５号
岡山県倉敷市西富井1086番地７　アメニティーハイツ202
債務者　笠原眞理子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
岡山県倉敷市玉島乙島7350番地45　シーサイドいずみ201号
債務者　有川　結子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４６０号
岡山県倉敷市西坂1342番地480
債務者　瀬浪美姫江
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第４６３号
岡山県総社市井尻野1558番地３雇用促進事業団宿舎２―402、住民票上の住所岡山県総社市井尻野1558番地３
債務者　谷　　憲治
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係